

千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金交付要綱

令和４年７月７日 担い手第６３７号制定

(趣旨)

第１条 知事は、農業従事者が減少する中、次世代を担う農業者の育成・確保によって持続的な力強い農業の実現を図るため、千葉県新規就農者等サポート体制構築事業実施要領（令和４年７月７日付け担い手第６３７号。以下「県実施要領」という。）に基づいて行われる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体に対し補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成１２年４月１日１２構改Ｂ第３５０号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、千葉県補助金等交付規則（昭和３２年千葉県規則第５３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象事業等)

第２条 第１条に規定する経費、事業実施主体及びこれに対する補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(補助の除外対象)

第３条 前条の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業実施主体（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

四 農地法等、関係法令を遵守しない者

(申請手続)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付申請をしようとするときは、知事が定める期日までに千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金交付申請書(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 補助事業の内容の変更(別表に規定する重要な変更に限る。)をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他知事が必要と認める条件。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第6条 前条の第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第7条 補助事業の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ知事に届け出なければならない。

- 2 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 3 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書(国交付要綱別記様式第2号)の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第8条 規則第6条の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(軽微な変更)

第9条 軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(概算払)

第10条 規則第16条の規定により補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金概算払請求書(別記様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(事業遅延の届出)

第11条 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金遅延届出書(別記様式第4号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第12条 規則第10条の規定による事業の遂行状況の報告は、当該補助金の交付決定に係る年度の第3・四半期の末日現在において、千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金遂行状況報告書(別記様式第5号)を作成し、当該四半期の最終月の翌月 15日までに知事に提出しなければならない。

ただし、別記様式第3号による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、知事は、事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、補助事業の完了した日(第6条による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の終了日のいずれか早い期日までに、千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金実績報告書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、規則第12条後段の規定により、翌年度の4月15日までに千葉県新規就農者等サポート体制

構築事業補助金年度終了実績報告書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

3 第4条第2項のただし書の規定により交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第2項のただし書の規定により交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金消費税仕入控除税額報告書（別記様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年5月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（交付の請求）

第14条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金交付請求書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（財産の管理等）

第15条 補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（財産の処分等の制限）

第16条 取得財産等のうち規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により知事が定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条第1項に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 補助事業により取得又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産に

については期間の定めなく。)においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第4条第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、規則第6条の規定による交付決定通知をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 5 第3項又は第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第17条 補助事業等を完了し、中止し、又は廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金等の経理)

第18条 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間又は取得財産等の処分制限期間のいずれか長い期間整備保管しておかなければならない。

3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え財産管理台帳（別記様式第10号）その他関係書類を整備保管しておかなければならない。

(書類の経由)

第19条 規則又はこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄の農業事務所の長を経由し提出するものとする。なお、所轄の農業事務所が定まっていない場合には、知事に直接提出するものとする。

(暴力団密接関係者)

第20条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第3条第2号又は第3号に該当する者（事業実施主体が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和４年７月７日から施行する。

別表（補助金交付要綱第2条、第5条及び第9条関係）

区分	経費	交付先	補助率	重要な変更
千葉県 新規就農者等 サポート体制 構築事業	県実施要領に 基づいて行う 事業に要する 経費	1 市町村 2 協議会等（地方公共団体、農業関係団体、農業経営者、農業教育機関、農業や教育に関する専門家等により構成され、協議会等の運営及び意思決定の方法、事務・会計処理の方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められているもの） 3 民間団体（農業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、会社法人等）	1/2 以内	1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の 30% を超える増又は補助金の増 4 事業費又は補助金の 30% を超える減

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

年度千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金交付申請
書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者氏名
※市町村の場合には、代表者の職氏名のみ記入

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、千葉県補助金等
交付規則第 3 条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 補助金の種類

千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金

2 事業の目的、内容及び計画（実績）

別紙のとおり

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

3 経費の配分

区 分	総事業費 (A + B + C + D)	負担区分				備 考
		国補助金 (A)	県補助金 (B)	市町村 補助金 (C)	その他 (D)	
千葉県新規就農者 等サポート体制構 築事業	円	円	円	円	円	
1 就農相談体制 の整備						
2 先輩農業者等 による技術面等 のサポート						
3 研修農場の整 備						
合 計						

※ 必要に応じて積算内訳を記載する。

※ 備考欄には消費税仕入れ控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には、「含税額」をそれぞれ記載すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了（予定）年月日

年 月 日

5 収支予算（精算）

（１）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
そ の 他					
計					

（２）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
千葉県新規 就農者等サ ポート体制 構築事業	円	円	円	円	
合 計					

※ 必要に応じて積算内訳を記載する。

6 添付資料（交付申請書の場合に限る。）

（１）定款、寄附行為等及び収支予算（事業実施主体が民間団体の場合）

（２）予算額の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は見積書等の
写し

別記様式第2号（第6条関係）

年度千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者氏名
※市町村の場合には、代表者の職氏名のみ記入

年 月 日付け千葉県 指令第 号をもって交付決定通知のあった千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）理由

2 変更（中止・廃止）内容

（以下、別記様式第1号に準じて作成すること。）

（注）補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること

別記様式第3号（第10条関係）

年度千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金概算
払請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者氏名
※市町村の場合には、代表者の職氏名のみ記入

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金について、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

区 分	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求 額 (C)	残額 (D)=(A)-(B)-(C)	備 考
千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金	円	円	円	円	
計					

- (注) 1 第12の第1項ただし書の規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告(第○・四半期末の進捗度)」について記載すること。
- 2 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第4号（第11条関係）

年度千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金遅延届
出書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者氏名
※市町村の場合には、代表者の職氏名のみ記入

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定通知のあった千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、届け出ます。
（なお、下記の事業完了予定年月日までに完了時期を延期したいので承認されたい。（注2））

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 事業遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金	円	円	%	円		

- （注） 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
2 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。
3 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行

状況を記載することとし、「〇年〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

別記様式第5号（第12条関係）

年度千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者氏名
※市町村の場合には、代表者の職氏名のみ記入

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定通知のあった千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況（第3・四半期末現在）

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金	円	円	%	円		

2 事業開始年月日 年 月 日

（注） 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第 6 号（第 1 3 条第 1 項関係）

年度千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金実績
報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者氏名
※市町村の場合には、代表者の職氏名のみ記入

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定通知のあった千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金について、下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第 1 2 条第 1 項の規定により報告します。

記

（注） 1 記の記載事項は、別記様式第 1 号の記の記載要領に準ずる。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

2 以下の資料を添付すること。

- （1）財産管理台帳の写し
- （2）収支決算、事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿等の写し
- （3）事業の一部を委託して実施する場合は、委託契約書の写しを添付すること。

別記様式第 7 号（第 1 3 条第 2 項関係）

〇〇年度千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金年
度終了実績報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者氏名
※市町村の場合には、代表者の職氏名のみ記入

〇〇年〇月〇日付け千葉県〇〇指令第〇〇号で交付決定通知のあった千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金について、千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により、その実績を報告します。

記

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実績		完了予定 年月日
	補助事業に 要する経費 (A)	国庫補助 金	(A) の うち年 度内支 出済額	概算払 受入済 額	(A) の うち末 支出額	翌年度 繰越額	
翌年度 繰越分 〇〇〇〇							
年度内 完了分 〇〇〇〇							
合計							

(注) 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

別記様式第 8 号（第 1 3 条第 4 項関係）

年度千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金消費税
仕入控除税額報告書

番 号

年 月 日

千葉県知事 様

所在地

団体名

代表者氏名

※市町村の場合には、代表者の職氏名のみ記入

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定通知のあった千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金について、千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金交付要綱第 1 3 条第 4 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 千葉県補助金等交付規則第 1 4 条の補助金の額の確定額

金 円

(年 月 日付け 達第 号による額の確定通知額)

2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

3 消費税等の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、事業実施主体（地方公共団体を除く。）が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- （1） 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等があるもの）
- （2） 付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3） 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- （4） 事業実施主体（地方公共団体を除く。）が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合あつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体（地方公共団体を除く。）が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第9号（第14条関係）

年度千葉県新規就農者等サポート体制構築事業補助金交付
請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

所在地
団体名
代表者氏名
※市町村の場合には、代表者の職氏名のみ記入

年 月 日付け 達第 号をもって額の確定のあった千葉県新規
就農者等サポート体制構築事業補助金について、千葉県補助金等交付規則
第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

区分	確定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C) = (A) - (B)	備考
千葉県新規就 農者等サポ ート体制構築事 業補助金				

振込先

- 1 口座 座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
2 口座名義人：〇〇〇〇〇〇

本件責任者及び担当者

- 1 氏 名：〇〇 〇〇
2 連絡先：〇〇〇〇〇〇

市町村（事業主体）名 _____

財 産 管 理 台 帳

地区名		地区		事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管補助金名									
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分（円）					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
									国庫補助金	県費	市町村費	その他					
								0									
								0									
								0									
	計							0	0	0	0	0					
								0									
								0									
								0									
								0									
	計							0	0	0	0	0					
	合計							0	0	0	0	0					

(注) 1 処分制限年月日欄には処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。